

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

都留市学校給食調理及び配送等業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 4 年 8 月 30 日

都留市長 堀 内 富 久

1. 業務の概要

(1) 件 名

都留市学校給食調理及び配送等業務委託

(2) 業務の目的及び内容

都留市において実施している学校給食を、「安全・安心」で「おいしい」給食として児童・生徒に安定的に提供するため、複数の業者から最新の知識と技術、さらには豊富な経験に基づく企画の提案（公募型プロポーザル方式）を受け、市の選考基準により審査した上で委託業者を選定し、調理及び配送等の業務について民間委託を実施する。

(3) 業務の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（3 年間）

2. 契約の相手方の決定方法

(1) 提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を決定する。

(2) 選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

3. 参加要件

参加者の資格要件は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 都留市入札参加登録者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本市の競争入札への指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 租税が完納していること。
- (6) 参加申請書提出期限の日以前 6 か月以内に手形または小切手の不渡りを出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から 2 年を経過していることを含む。）
- (7) 学校給食法のほか学校給食関係法令を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添・最終改正：平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号）」を厳守した業務遂行ができること。
- (8) 過去 10 年以内において、学校給食調理業務（センター方式）において 1 施設 2,500 食以上の実績及び能力を有していること。
- (9) 過去 5 年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (10) 都留市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）または暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）である法人ではないこと。
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触していないこと。
- (12) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入しているまたは加入している又は加入することが可能であること。

4. 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「都留市学校給食調理及び配送等業務プロポーザル実施要項」を確認の上、参加申込書（様式第 2 号）に関係書類を添えて申込みすること。

(1) 提出方法：持参または郵送とする。(郵送の場合は、簡易書留郵便による。)

(2) 提出期限：令和4年10月4日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出先：〒402-8501 都留市上谷1-1-1

都留市教育委員会 都留市立学校給食センター

TEL：0554-43-1165 FAX：0554-45-4075

E-mail：kyusyoku-center@city.tsuru.lg.jp

(4) 提出書類 ①参加申込書(様式第2号)

②会社概要(別記様式1)

③団体の経営状況を証明する書類(直近2か年の財務諸表)

貸借対照表・損益計算書(又は収支計算書)・財産目録・事業報告書

④小・中学校を対象とした学校給食調理等業務実績調書(別記様式2)

5. 企画提案書の作成方法

別途定める「都留市学校給食調理及び配送等業務委託公募型プロポーザル実施要項」のとおり

6. 企画提案書を特定するための評価基準及び評価方法

企画提案書などの資料の提出及び担当者からのプレゼンテーションを基に、提案内容のヒアリング審査を行い選定する。

7. ヒアリングの日程及び内容等

実施日：令和4年10月28日(金)

場 所：都留市役所 3F 大会議室(予定)

内 容：プロポーザルの企画提案書等の説明とあわせてヒアリングを実施する。

8. 業者選定予定日

令和4年11月7日(月)(予定)

9. 結果公表の方法

審査結果については、参加業者全てに「審査結果通知書」を交付し、都留市のホームページにも結果を掲載する。

なお、選定結果に関する異議申立等は、一切受け付けない。

10. 提案上限額

消費税相当額を含まない3年間(36か月)の総額及び月額

¥325,000,000(総額/36か月) ¥9,027,777(月額)

11. 審査結果が同点となった場合の措置

最優秀者が複数となった場合には、「都留市学校給食調理及び配送等業務委託事業者審査委員会」の協議により、最上位者を決定する。

12. 参加者が2者未満となった場合の措置

参加申込者・提案事業者が2者未満の場合であっても、最低基準点を設け、審査委員会において内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

13. その他必要な事項

その他、必要な事項については、「都留市学校給食調理及び配送等業務委託公募型プロポーザル実施要項（長期継続契約）」を参照